

ぶかいさぎょうちーむ りようしゃふたん きじようし がつ
部会作業チーム（利用者負担）議事要旨（5月）

1. にちじ へいせい ねん がつ にち か
日時：平成23年5月31日（火）13：30～16：45
2. ばしよ こうせいろうどうしやうていそうとう かいこうどう
場所：厚生労働省低層棟2階講堂
3. しゅつせきしゃ たなかのぶあきざちやう おのふくざちやう うじたいいん ならぎきいいん ふくいいいん
出席者：田中伸明座長、小野副座長、氏田委員、奈良崎委員、福井委員

ぎじようし
4. 議事要旨

ざちやう
座長

- ・ ふくざちやう りようしゃふたんちーむ ほうこく あん るんてん ごと
副座長に、利用者負担チームの報告（案）をまとめてもらったので、論点ごと
に順に確認していきたい。

(1. おうえきふたん もんだいてん
1. 応益負担の問題点 について)

- ・ けつろん や せつめい で、「サービス」ではなく「支援」ということば つか
結論や説明で、「サービス」ではなく「支援」という言葉を使っている。これは、しょうがい
のある人が利用する支援が、お金で買って利益を得るような、消費を意味するよう
な「サービス」ではないことを意識して書かれたと思う。しょうがいしゃ じりつしえんほう
「サービス」ではないことを意識して書かれたと思う。障害者自立支援法は、
サービスの対価として負担を求めたから、もっと「なぜ支援なのか」ということを明確
に書いた方がわかりやすいのではないか。
- ・ あえて「サービス」という言葉を使っていないが、その点を明記する。
- ・ 「障壁」や「抑制」ということば はずか
「障壁」や「抑制」という言葉が難しい。
- ・ けつろんぶぶん ふたん ほんにんなら かぞく か もんごん
結論部分で、負担を本人並びに家族に課すべきではない、という文言があるが、
はいぐうしゃ ふたんしゆたい み いいん いけん き
配偶者を負担主体と見るべきか、委員の意見を聞きたい。
- ・ はいぐうしゃ ふたん か いったい せいけい さき ひと しょうがい
配偶者に負担を課すべきではない。たとえば、一家の生計を支えている人が障害
を負い、配偶者が負担を求められれば、家計は厳しくなる。そもそも、ちーむ いけん
として、利用者負担を無料にするという考えなので、負担そのものは発生しない
し、負担を課すうえでの収入認定も行わない、ということでは。
- ・ はずか ひやうげん ひやうき へんこう
難しい表現はわかりやすい表記に変更する。
- ・ かぞく はいぐうしゃ た かぞく
「家族」を「配偶者その他の家族」としてはどうか。

(2. 負担軽減策の効果と問題点)

- ・説明部分で、応益負担満額の負担を「強いられた」とあるが、わかりにくいので、事実を淡々と伝えるような「課せられた」という言葉にできないか。
- ・「法施行時」という言葉が難しい。
- ・表現方法を改善する。

(3. 食費、光熱水費、送迎利用料等の実費負担のあり方と問題点)

- ・キャンセル料の問題について文面を多めに割いているが、全体のバランスから多すぎないか。
- ・キャンセル料は、障害者自立支援法が施行され、応益負担とともに実費負担が発生してから出てきた問題だ。同法の問題点の一つでもあるため、きちんと述べた方がよい。
- ・「離職」という言葉が難しい。

(4. 応益負担廃止後の負担のあり方)

- ・説明で、iPhone、iPodと書かれているが、これらは商品名なので、使わない方がいいのでは。
- ・障害に伴う必要な支援は、「コミュニケーションのための支援」「日常生活をおく送るための支援」「社会生活・活動を送るための支援」「労働・雇用の支援」「医療・リハビリテーションの支援」の5つの分野に整理できる、とあるが、こう言い切っているのか。6つめの支援として、相談支援や成年後見のような、自己決定のための支援があると思う。
- ・自己決定のための支援は、とくに重要なものなので、一番目に持ってきてよいからい。
- ・それでは、結論部の支援の整理で、「相談にかかる支援」と明記し、全部で6つの支援分類とする。「相談にかかる支援」についての説明は、「自己決定をするための相談が有料であってはならない」という内容にしたい。
- ・医療・リハビリテーションの支援で、障害に伴う必要な医療支援は無料とすべきとあるが、どこまでが障害に伴う必要な医療とみなされるのか。たとえば、障害年金の受給認定申請時の診断書は、これに含まれるのか。

- ・ 一般医療と障害に伴う医療との線引きは難しい。説明として「障害認定に伴う医療費」と「障害の軽減・改善のための医療・リハビリテーションにかかる医療費」という文も盛り込むか。
- ・ 補装具の取り扱いは。
- ・ 補装具も一割負担が残っているので、報告に盛り込みたい。
- ・ 「日常生活を送るための支援」の説明に、「日常生活に必要な義肢装具」として盛り込む。
- ・ 住宅改修は。
- ・ 同様に、「日常生活を送るための支援」に盛り込む。
- ・ 説明にある「ただし、適正な実費負担については、障害のない人と同等の立場・権利を保障する観点から自己負担とすることは妥当である。」とあるが、立場や権利を保障されるために障害者は自己負担をするべきなのだろうか。この考え方は違和感がある。この文を削除すべきでは。
- ・ 障害に伴う必要な支援を無料とすると、モラルハザードが起こるのでは、という懸念を国民一般から持たれると思う。（必要のない支援まで使うというような利用者のモラルハザードや、必要以上の支援を提供するというような事業所のモラルハザードなど）これらの懸念に対し、モラルハザードは起こりえない、といった内容を盛り込む必要があるだろうか。
- ・ あえて入れる必要はないのでは。
- ・ 相談支援体制が整い、適切なアセスメントがなされれば、個々の利用者に応じた真に必要な支援が入るのではないか。そのような相談支援体制が十分に保障されれば、モラルハザードは起こらないのでは。利用の適正化、という話題はたびたび上がるが、支援が無料か有料かでモラルハザードが起こるのではなく、適正な相談窓口がいかに整備されているかが重要だ。
- ・ 報告の最後に、「おわりに」といったまとめ文を入れられないか。
- ・ 副座長が指摘した、相談支援体制の整備が重要だという内容で結んではどうか。
- ・ 「障害のない人と同等の」といった言葉が散見されるが、むしろ権利条約の表現でいえば「同世代の人と同等」という表現の方がよい。
- ・ 障害の当事者や関係者の視点から見れば気になるが、国民一般にとってはわ

かりやすい表^{ひょうげん}現ではないか。